主 文本件各控訴を棄却する。 理 由

本件各控訴の趣意は、検察官上田廣一作成の控訴趣意書並びに弁護人真木幸夫作成の控訴趣意書及び控訴趣意補充書に、それぞれ記載されているとおりであるから、これらを引用する。

第一 検察官の控訴趣意について

一 論旨

論旨は、要するに、原判決は、「被告人は、A、B、C、D及びEらと共謀の上、営利の目的で、みだりに、外国籍の船舶と洋上取引をする方法により覚せい利を本邦に輸入しようと企て、B、C、D及びEが、平成一〇年八月一〇日午後日一時ころ、漁船Fに乗船して、鹿児島県枕崎市の枕崎漁港を出港し、同月一二日後四時三〇分ころ、北緯三〇度、東経一二五度三〇分の東シナ海公海上において、朝鮮民主主義人民共和国籍の船舶第一二松神丸と接舷し、同船乗組員から覚せい剤の結晶約二〇キログラムー五袋(合計約三〇〇キログラム)を受領して右Fに積した上、同船を本邦に向けて航行させ、同月一三日午後一一時ころ、北緯三一度、東経一二九度一二分の鹿児島県宇治群島南西方約党せい利を本邦に向けて航行させ、同月一三日午後の大とる本邦領海内にかり、おおむね右公訴事実と同情の事実関係を認定しないる、覚せい剤を本邦のにがら、でいない本件の場合、党せい剤輸入罪はいまだ既遂に達していない利のとがいるのであるにとどめている(原判示第一事実)が、本件については、党せい剤の営利目的輸入の予備罪(覚せい剤取締法四一条の六、四一条二項、の内では、対していると解すべきであるから、原判決には覚せい剤輸入罪の既遂時期の判断に関し、法令の解釈、適用の誤りがあり、この誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかである。

二 論旨に対する判断 1 本件事案の概要

(一) 関係証拠によると、本件は、暴力団組長である被告人が、営利の目的で、覚せい剤を本邦に輸入しようと企て、配下組員やその他の暴力団関係者等と共謀の上で敢行した事案であって、その事実関係の概要は、以下のとおりであったと認められる。

(1) 被告人は、外国籍の船舶と洋上で取引した、 を本邦に輸入することを企び、 を本邦に輸入したとの計画には、 のの他のとは、 ををして、 のの他のを理解がある。 をのののでは、 のの他のを理解がある。 をのののでは、 のの他のを理解がある。 をのののでは、 のの他のを理解がある。 をのののでは、 のの他のを理解がある。 をのののでは、 のの他のを理解がある。 をのののでは、 のの他のをでは、 のの他のでは、 ののでは、 ののでのでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでのでは、 ののでは、 ののでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでは、 ののでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでは、 ののでのでは、 ののでは、 ののでのでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のの

(2) そこで、C、D、E及びBは、同月一〇日午後一一時ころ、Fに乗船して枕崎漁港を出港し(なお、Hは、被告人の指示により、枕崎で下船した。)、同月一二日午後四時三〇分ころ、被告人に指示された北緯三〇度、東経一二五度三〇分の東シナ海公海上の取引場所に至ったところ、前記第一二松神丸が現れたので、同船と接舷した上、同船の乗組員から本件の合計二九〇キログラム余の覚せい剤(量について公訴事実と原判示事実との間に若干の相違があることは後述のとおり)が入ったポリ袋一五袋を受領してFに積載した。そして、Cらは、覚せい剤を受領すると、直ちに本邦に向けFを航行させ、翌一三日午後一一時ころ、北

緯三一度、東経一二九度一二分の鹿児島県宇治群島南西方約一四海里の海上に至ったところで本邦領海内に到達した。

- (3) Cは、あらかじめ被告人から覚せい剤を尾鷲港に運んで陸揚げするよう指示されていたが、覚せい剤を積載して航行している間、海上保安庁の船舶等に監視されているように感じ、検挙されるのをおそれて、Aを通じて被告人に対し、陸揚げ場所を変更するように要請したり、陸送の担当者らと携帯電話で連絡を取り合うなどして、陸揚げ場所を変更する打合せをした。こうして、結局、陸揚げ場所を変更することになり、Cらは、同月一四日午後九時三〇分ころ、高知県土佐場所を変更することになり、Cらは、同月一四日午後九時三〇分ころ、高知県土佐場所を変更することになり、Cらは、同港内の清水漁業協同組合購買センター東側岸壁にFを接岸させた。そして、B、C及びEが上陸するなどして、関連を持ずる機会をうかがったが、私服の警察官と思われる者らが警戒に当たっているように感じられたので、結局同港で覚せい剤を陸揚げすることを断念した。
- (4) こうして、Cらは、同日午後一〇時五〇分ころ、覚せい剤を積載したまま土佐清水港を出港したが、海上保安庁の巡視船が追尾してきたので、このまま覚せい剤を船内に積載しているのは危険だと考え、Aを通じて被告人の指示を仰いだ。被告人は、Aから電話でその様子を聞き、結局、後日の回収を期し、覚せい剤に重しをつけ海に沈めて隠匿するようにと指示し、Aがその指示をBに伝えた。そこで、Cらは、この指示に従い(ただし、Cらは、被告人の指示とはやや異なり、後記のとおり覚せい剤に発泡スチロールのフロートを結びつけて、海中に沈めることにした。)、翌一五日午前三時過ぎころ、高知県高岡郡a町b沖合海上を航行中のFの船上から、発泡スチロールのフロートを結びつけた覚せい剤在中のポリ袋一五袋を海中に投げ入れた。
- (5) 被告人は、その後、Aらに指示して、前記b沖海上付近で数日間にわたり本件覚せい剤の探索を実施させたが、発見に至らないうちに、本件覚せい剤の一部が警察に発見された旨報道されたため、それ以上の探索を打ち切るに至った。
- (二) 被告人は、以上の一連の事犯について、三回にわたって公訴を提起された。
- (1) すなわち、被告人は、まず、平成一〇年九月二五日、本件に係る 覚せい剤の営利目的所持の罪(覚せい剤取締法四一条の二第二項、一項)により公 訴を提起された。
- その起訴状に記載された公訴事実は、「被告人は、B、Cらと共謀の上、営利の目的で、みだりに、平成一〇年八月一五日ころ、高知県高岡郡a町b沖付近海上を航行中の漁船Fにおいて、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩の結晶約三〇〇キログラムを同船に積載してこれを所持した」というものである。
- (2) 次に、被告人は、平成一〇年一二月二四日、覚せい剤の営利目的輸入の罪(覚せい剤取締法四一条二項、一項)により公訴を提起された。
- その起訴状に記載された公訴事実は、「被告人は、A、B、C、D及びEらと共謀の上、営利の目的で、みだりに、外国籍の船舶と洋上取引をする方法により覚せい剤を本邦に輸入しようと企て、右B、C、D及びEが、平成一〇年八月一〇日午後一一時ころ、漁船Fに乗船して、鹿児島県枕崎市c字de番地f所在の枕崎漁港を出港し、同月一二日午後四時三〇分ころ、北緯三〇度、東経一二五度の枕崎漁港を出港し、同月一二日午後四時三〇分ころ、北緯三〇度、東経一二五度、東経一二九度であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩の結晶約二〇キログラムー五袋(合計約三〇〇キログラム)を受領して右漁船Fに積載した上、同船を本邦に向けて航行させ、同月一三日午後一一時ころ、北緯三一度、東経一二九度一二分の鹿児島県宇治群島南西方約一四海里にあたる本邦領海内に到達させて同覚せい剤を本邦内に搬入し、もって、覚せい剤を本邦に輸入した」というものである。
- というものである。 (3) さらに、被告人は、平成一一年三月一六日、輸入禁制品の輸入未 遂の罪(関税法(平成一二年法律第二六号による改正前のもの。以下同じ)一〇九 条二項後段、一項、関税定率法二一条一項一号)により公訴を提起された。
- その起訴状に記載された公訴事実は、「被告人は、A、B、C、D及びEらと共謀の上、先に東シナ海公海上において朝鮮民主主義人民共和国籍の船舶と洋上取引をして入手した関税定率法上の輸入禁制品である覚せい剤約三〇〇キログラムを保税地域を経由しないで本邦に引き取ろうと企て、これを漁船Fに積載し

て、平成一〇年八月一三日午後一一時ころ、鹿児島県宇治群島南西方約一四海里にあたる本邦領海内に搬入して本邦に到着させ、同県佐多岬、宮崎県沖を経由し、同月一四日午後九時五〇分ころ、不開港である高知県土佐清水港に運び入れた上、そのころ、同漁船を同県土佐清水市g町h番i号所在の同港内清水漁業協同組合購売センター東側岸壁に接岸し、右B、C及びEが上陸して、右覚せい剤を陸揚げしようとしたが、同岸壁付近で私服の警察官らが警戒に当たっていたため、その目的を遂げなかった」というものである。

2 原判決の要旨

原判決は、前記1(二)の(1)及び(3)については、被告人らが取り扱った覚せい剤の量を、各公訴事実とやや異なり、二九〇・四八四五三キログラムと認定したほかは、各公訴事実とおおむね同旨の犯罪事実を認定し、それぞれ原判示第三、第二の各事実として摘示している(原判決のこの認定は関係証拠に照らして十分首肯することができる。)。

しかし、原判決は、前記1(二)(2)の覚せい剤の営利目的輸入の公訴事実については、公訴事実とおおむね同旨の事実関係を認定したものの、覚せい剤の営利目的輸入の既遂罪の成立をいう原審検察官の主張を退け、右の事実については、覚せい剤の営利目的輸入の予備罪(覚せい剤取締法四一条の六、四一条二項、一項)が成立するにとどまると判断している。

すなわち、原審検察官が、本件の事実関係の下では、Cらが公海上で外国船舶から受領した覚せい剤をFに積載して領海内に持ち込んだ時点で覚せい剤の本邦への輸入罪は既遂に達すると主張したのに対し、原判決は、「覚せい剤の本邦への輸入と解するのが相当であり、船舶による輸入の場合、輸入の形態、輸送手段の種類、整物に対する物理的支配の有無、輸送手段に対する支配力の有無等を問わずであり、船舶による輸入の場合、輸入の形態、輸送手段の種類、動に本邦領土内への陸揚げによって輸入罪は既遂に達すると解するのが明解の事るとともに、妥当な解釈である」として、前記1(二)(2)の公訴事実記載の事るとともに、労せい剤の輸入罪は既遂に達しては解するとの治事実記載の事るという趣旨の説示をもしていまだ既遂に達しては解することが後にしまる。の言義をこのは、覚せい剤を出ては、覚せい剤を出ては、常知の意義をこのおりにないまたの意義をこのは、覚せい剤を引力の言義をはいるという趣旨の説示をもしている。そしては、常知の意義をによりにないる。を開始した時又はそれに密着する行為を開始した時又はそれに密着する行為を開始した時又はそれに密着する行為を開始した時に、覚せい剤輸入罪の実行の着手が認められると解するにとがあるとし、前記1(二)(2)の公訴事実記載の事実については、覚せい剤の実行の着手はいまだ認められないから、

そこで、原判決は、原判示第一の事実として、「被告人は、A、B、C、D、Eらと共謀の上、営利の目的で、みだりに、外国船籍の船舶と洋上取引して入手した覚せい剤を本邦に輸入しようと企て、右B、C、D及びEが、平成一〇年八月一二日午後四時三〇分ころ、北緯三〇度、東経一二五度三〇分の東シナ海公海上において、外国船籍の船舶Gの乗組員から覚せい剤であるフェニルメチルアミノプ

ロパンの塩酸塩の結晶合計二九〇・四八四五三キログラムを受領して漁船Fに積載し、同船を本邦に向けて航行させた上、同月一三日午後一一時ころ、北緯三一度、東経一二九度一二分の鹿児島県宇治群島南西方約一四海里にあたる本邦領海内に到達させて同覚せい剤を本邦領海内に搬入し、もって、覚せい剤を本邦に輸入する予備をした。」との犯罪事実を摘示し、前記1(二)(2)の公訴事実の関係では、覚せい剤の営利目的輸入の予備罪の成立を認めるにとどめている。

3 覚せい剤輸入罪の既遂時期に関する前記最高裁昭和五八年九月二九日判決 の説示内容

ところで、覚せい剤輸入罪の既遂時期については、原判決指摘の最高裁昭和五八年九月二九日判決が、保税地域、税関空港等、外国貨物に対する税関の実力的管理支配が及んでいる地域に、外国から船舶又は航空機によって覚せい剤を持ち込む場合、同罪は、覚せい剤を船舶から保税地域に陸揚げし、あるいは税関空港に着陸した航空機から覚せい剤を取りおろすことによって既遂に達するとの判断を示している。また、その理由として、右最高裁判決は、「覚せい剤取締法は、覚せい剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため必要な取締を行うことを目的とするものであるところ、右危害発生の危険性は、右陸揚げあるいは取りおろしによりすでに生じて」いるという点を挙げている。

本件では、この最高裁判決の意義をどのように理解するかについて、原判 決と所論との間に大きな見解の相違があるが、この点を検討するため、所論の内容 の詳細について更に次項で補足する。

4 覚せい剤輸入罪の既遂時期に関する検察官の所論の内容に関する補足前記一の検察官の論旨は、要するに、覚せい剤輸入罪の既遂時期に関する原判断を争い、本件の事実関係の下では、Cらが覚せい剤を本邦領海内に搬入した時点で覚せい剤の営利目的輸入の既遂罪が成立すると解すべきであると主張するものであるが、所論は、前記最高裁判決の右判断はこれを前提とした上、すなわち、判例変更を求めるものではないことを前提とした上で、本件の事実関係の下では、Cらが本邦領海内に覚せい剤を搬入した時点で覚せい剤輸入罪が既遂に達したと解すべきであり、そのように解釈することは右最高裁判決と抵触するものではないと主張する。

5 覚せい剤輸入罪の既遂時期に関する当裁判所の判断

【要旨】(一) 前記のように、所論は、覚せい剤輸入罪の既遂時期について、前記の意義における領海説、すなわち一律に領海・領空搬入時に既遂罪が成立するとする見解を採るものではなく、前記最高裁昭和五八年九月二九日判決の判はこれを前提にした上で、その主張を展開している(もっとも、この判決に対する所論の理解については必ずしも明らかでない点があるが、この点については後に討する。)。当裁判所も、他の場合についてはひとまずおき、少なくとも前記最高裁判決が明示しているような場合には、覚せい剤を船舶から陸揚げし、あるいもの、ありおろした(以下、船舶からの陸揚げと航空機からの取りおろした(以下、船舶からの陸揚げと航空機からの取りおろした(以下、船舶からの陸揚げと航空機からの取りおろした(以下、船舶からの陸揚げと航空機からの取りおろした(以下、船舶からの陸揚げと航空機からの取りおろした(以下、台上ができるが、この点については更に後記(二)(三)で補足する。)。

とができるが、この点については更に後記(二)で補足する。)。 そうすると、ここでまず問題とすべきであるのは、所論のように、前記 最高裁判決の事案の場合には陸揚げ等の時点をもって覚せい剤輸入罪の既遂時期と し、本件のような所論のいわゆる瀬取り方式、すなわち、犯人が自らその運行を支 配している船舶を用いて公海上で外国船籍の船舶から覚せい剤を受け取った上でこれを輸入するという方法が採られた場合には、覚せい剤が本邦領海内に搬入された 時点をもって輸入罪の既遂時期とするというような、場合を分けた解釈をすること が、覚せい剤輸入罪の構成要件の解釈、適用として、合理性があるかどうかという 点でなければならない。

(二) その前提として、前記最高裁判決の意義について更に検討すると、なるほど、右最高裁判決は、所論指摘のとおり、被告人が、覚せい剤を隠匿したキャリー・バッグを携帯して外国から航空機に搭乗し、本邦の税関空港にこれを搬入したという事案に関するものであり、覚せい剤輸入罪の既遂時期に関する同判決の説示も、保税地域、税関空港等、外国貨物に対する税関の実力的管理支配が及んでいる地域に、外国から船舶又は航空機により覚せい剤を持ち込むという態様によって行われる覚せい剤輸入の場合についてされていることは、その判文上明らかなところである。

 の者に対する流通の危険や覚せい剤濫用のおそれ等を内容とする保健衛生上の危害が明確化、顕在化したとみる立場を採っているものと解することができる。

所論は、右最高裁判決の判断は、犯人が運行支配を有していない航空機を利用した事案についてされたものであると強調する。しかし、前述の点に加えて、同判決が、保税地域、税関空港等、税関の実力的管理支配が及んでいる地域に外国から船舶又は航空機により覚せい剤を持ち込む場合という対象の範囲を設定して、これについて判断するという形の説示をし、所論が強調する輸送機関に対すると、同判決は、所論指摘の右の点を、覚せい剤輸入罪の既遂時期の判断を左右ると、同判決は、所論指摘の右の点を、覚せい剤輸入罪の既遂時期の判断を左右とができる。すなわち、同判決は、所論指摘の輸送機関に対する運行支配の点等にかかわらず、要するに覚せい剤が本邦領土に搬入されたという事実に着目し、その時点で右の危険性が顕在化して覚せい剤輸入の既遂罪が成立すると解しているとみるのが、素直な理解であるというべきである。

そうすると、右最高裁昭和五八年九月二九日判決が、保税地域、税関空港等、外国貨物に対する税関の実力的管理支配が及んでいる地域に覚せい剤を持ち込む場合に陸揚げ等の時点をもって輸入罪の既遂時期に当たると説示した点などをとらえて、同判決が右のような場合以外には輸入罪の既遂時期について別異の解釈を採る余地を残したという趣旨に理解することは、明らかに無理があるといわなければならないし、同判決は、一般に外国から来た覚せい剤を陸揚げ等により本邦領土に持ち込んだ時点で覚せい剤輸入の既遂罪が成立するという理解をしていると解するのが、その趣旨の最も合理的な解釈であるというべきである。

すなわち、所論のような解釈は、右最高裁判決の明示の説示自体に直接 抵触するものではないとはいえ、右判決の趣旨に照らして疑義の多い主張であると いわざるを得ない。 (三) また、実質的にみても、一般的に陸揚げ等によって本邦領土に覚せ

(三) また、実質的にみても、一般的に陸揚げ等によって本邦領土に覚せい剤を搬入した時点をもって覚せい剤輸入罪の既遂時期ととらえる立場(右最高裁判決の趣旨もこの立場から理解することができることは前記のとおりである。)は、右の時点において、覚せい剤輸入罪が既遂に達したと評価することができることは前記の意義における保健衛生上の危害が明確化、顕在化したと理解し、この段階と単に領海・領空に覚せい剤を搬入したにとどまる段階とを右の点で区別して理解するものであると解されるところ、この理解は、何よりも、領土は類型的にて理解するものであると解されるところ、党せい剤の流通や濫用等の危険も領土におけるものが領海・領空におけるものに比し格段に深刻な問題であるなどの事情に照らして、合理的なものということができ、本件のような瀬取りの事案にも十分妥当するものであるといわなければならない。

そして、近時における通信技術等の急速な発展・普及、各種船舶の高速 化、瀬取り方式による密輸入事犯の増加といった所論がるる指摘する諸事情を十分 考慮しても、いまだこのような理解が合理性を失うに至ったとはいえないであろ

う。補足すると、右所論は、通信技術の発展・普及等により、犯人の支配する船舶から覚せい剤を本邦領土に陸揚げ等することが容易になったという趣旨を主張して この主張は、やはり、本邦領土における危害の発生を結局は問題にしてい るものと理解する余地が多分にある。しかも、原判決も指摘するように、所論指摘 の通信技術の発展・普及等の事情があるとはいえ、瀬取り船で運んだ覚せい剤を秘 密裏に本邦領土に陸揚げして搬入する場合と、最高裁昭和五八年九月二九日判決の 事案のように、旅客機に搭乗し、覚せい剤を隠匿携帯して本邦領土に搬入する場合 とを比較すると、前者の場合の方が本邦領土への覚せい剤の搬入が容易であるとは 到底いえないことが明らかであって、前者の場合にのみ前記危害の発生を早期に認 この場合には覚せい剤の領海搬入の段階で既に輸入既遂罪の成立を認めると いう所論のような解釈をすることに、合理的な根拠があるとはいい難い。所論は、 後者の場合には、覚せい剤の本邦領土搬入後更に税関検査等を経なければならない という関門があるから、領土搬入の容易さだけで比較するのは不当であるというのかもしれないが、通関線突破を問題にするまでもなく、本邦領土に搬入すれば覚せい剤輸入罪の既遂罪の成立を肯定できる程度の保健衛生上の危害の発生が認められ るとする右最高裁判決の説示の趣旨等に照らして考察すると、この主張に理由があ るとはやはり考えることができない。もっとも、所論中には、通信技術の発展・普 及等により、単に覚せい剤の陸揚げ等が容易になったというにとどまらず、犯人が 運行を支配している瀬取り船を使った場合には、陸揚げ等をするまでもなく、領海 内で覚せい剤の取引を行うようなことも容易になったと主張する部分もある。事柄 の実態としてこの所論に相応の根拠があることはもとより否定することができないが、そうであるからといって、覚せい剤の輸入によりもたらされる公衆衛生上の危害の程度には、領土搬入の時点の前後でいわば質的な差があると評価し、この時点 をもって輸入罪の既遂時期ととらえる前記のような理解がその合理性を失ったとま でいうのは(所論中にはこの趣旨をいうかのように解される部分もある。)、飛躍 にすぎるというほかはない。

所論は、平成八年法律第七三号により接続水域が設けられた趣旨との関係等についても主張するが、この点も、覚せい剤輸入罪の既遂時期をどの時点である。ないう本件の問題点と直接関連するものではないことが明らかれる。ち指摘の薬物事犯に対する国際的取組等の諸点についても同様に考えられる。ちばいるに、薬物を輸入する目的で本邦領海に入ったという本件のような場合、い覚により、は、対していることはいうまでもないし、輸入の関係でも、、前により、は、対していることを表示しないところをであるから、取締りの必要性のため、前記のように問題が多い所論のような解釈が輸入の意義に関する。

所論は、所論のような解釈が輸入の意義に関する前記最高裁昭和四一年七月一三日判決の趣旨に合致するともいう。所論は、右判決に「わが国の統治権が 現実に行使されていない地域から、わが国の統治権が行使されている地域に麻薬取締法にいう輸入に当るものと解するのが相当であるであるが、この判決は、我が国の統治権が現実に行使されていなかった地域(沖縄)から統治権が 現まに行使されていなかった地域(沖縄)から統治権が では、 大の後の前記最高裁昭和五八年九月二九日判決が、前記のように、 我が国の統治をないし、 その後の前記最高裁昭和五八年九月二九日判決が、前記のように、 我が国とないる領海に覚せい剤を搬入すればすなわち輸入罪が成立するといるが高表昭和四一年七月一三日判決が所論の根拠になるような意味を持つとは解し難い。

その他、所論は種々の指摘をして、本件で領海搬入時に覚せい剤輸入の 既遂罪の成立を認めるべきであると主張するが、いずれも理由があるとはいい難 い。

(四) のみならず、所論のように、いわば輸入の形態により覚せい剤輸入 罪の既遂時期に差を設けるという解釈は、輸入罪の構成要件の理解に甚だしい不明 確さをもたらすものといわざるを得ない。

例えば、所論は、前記最高裁昭和五八年九月二九日判決の判断はこれを 前提としているようでありながら、前記のように、右判決が何ら触れていない輸送 さらに、覚せい剤を本邦領土に搬入したり、領海内で取引したりする意図ではなく、単にある外国から別の外国に搬送する意図で、あるいは中継する意図で、自己の船舶に覚せい剤を積載して本邦領海に入ったという場合について、陸揚門の立場に立てば、この場合にはいまだ覚せい剤輸入の既遂罪が成立しないないが、が高の見解に立った場合にはどのように理解することになるのかも、覚せい剤輸入の既遂罪が成立しないないが、が高の見解に立った場合にはどのように理解することになのか、やはり明確ではない。犯人がその運行を支配する船に覚せい剤を積減にしてなるのが、おそらくは所論も、覚せい剤を重要があると理解するようである以上、おそらくは所論をしているの既遂罪の成否を重視よるというのがもしれないが、この場合といまだ認めないものの既遂の成立を正したといまが認めないものの既遂のような事情で更に既遂の場のというのがもしれないが、この場合といまだ認めないものの既遂のように、寛せい剤によるというのかもしれないが、この場合といまだ認めないものの既遂の成立を否定は、前間であるというのがはないである。)。神足するとにの過程で関せい剤が入罪の成立を否定するという立場で考えても、他方、右中継等の過程で覚せい剤がることになるのが、もはいうなという立場であるというなるに変しているというであるというなが表に変しているというであるというないである。

邦領海に搬入した場合と領土にまで搬入した場合とで、結論を異にする解釈を採ることにならざるを得ないが、それは、やはり、犯人の運行支配に属する船舶によるとはいえ、単に領海に覚せい剤を搬入することの危険性と、一時的とはいえ領土に覚せい剤を搬入することの危険性との間には、極めて重要な相違があることを承認する結果になることを否定することはできないというべきである。

このように、いわば輸入の形態により覚せい剤輸入罪の既遂時期を分けて考えるという所論の主張は、輸入罪の成否ないし成立時期等に関し、種々不明確な点を残し、犯罪構成要件の解釈論として、その合理性を認め難いと考えざるを得ず、原判決のように、基本的に陸揚げ等の時点を既遂時期としてとらえる解釈が、犯罪成立時期に関し明確な判断基準を提示できることと対比しても、難点が多いというほかはないのである。

(五) 以上の検討結果に照らすと、覚せい剤の本邦への搬入を内容とする 覚せい剤輸入罪は、その覚せい剤を陸揚げ等により本邦領土に搬入した時に既遂に 達すると解すべきであるとし、本件においてはいまだ同罪は既遂に達していないと する原判決の判断は、所論指摘のその余の点について検討するまでもなく、当裁判 所としてもこれを支持することができると考えられるから、原判決の右判断に所 の法令の解釈適用の誤りはないというべきである。また、補足すると、原判決は、 前記第一の二2のとおり、覚せい剤輸入罪の既遂時期に関する以上の判断を前提と した上で、前記第一の二1(二)(2)の訴因を前提とする以上、覚せい剤営利 的輸入の未遂罪も認めることはできないと判断しているが、原判決のこの判断も、 予備罪の成立は肯定した点を含め、首肯するに足りると考えられる。したがって、 論旨は理由がない。

第二 弁護人の控訴趣意中、法令適用の誤りの主張について

- 論旨

論旨は、要するに、原判決は、被告人らが本件で取り扱った覚せい剤二九〇・四八四五三キログラムは原判示第二の関税法違反の犯罪に係る貨物である五の、関税法一一八条一項本文により没収すべきところ、そのうち一二三・項本文によりその価額である一四億〇六四七万五五四七円を追徴するとして、被告人に剤を言い渡しているが、この一二三・三七五〇四八キログラムの覚せい剤は、この一二三・三七五〇四八キログラムの覚せい剤は、一項本文は、一項本文は、一項本文は、一項本文は、一項本文は、一項本文は、一項本文は、一項本文は、一個であるについてまで追徴を科すべき趣旨を定めたものではないと解すであると解すべきを表して無効であると解すべきであって、いずれにしても、本件において表にの前記各規定を適用して被告人に追徴を言い渡した原判決には、判決に影響を及ぼすとが明らかな法令適用の誤りがある、というのである。

二 論旨に対する判断

この所論に関連する事実関係は、前記第一の二1(一)(4)、(5)で摘示したとおりであり、要するに、Cらは、被告人の指示に従い、後日の回収を期して、Fに積んでいた覚せい剤を海中に沈めて隠匿しようとしたのであり、もとより、海中に投棄したものでもなければ、不可抗力によって右覚せい剤を海中に沈めてしまったというのでもない。もっとも、被告人らは、その後、数日にわたり、原判示のb付近海域で覚せい剤の探索活動を行ったものの、結局発見することができないうちに、警察の方が先に本件覚せい剤の一部を発見してしまったため、その後の探索を断念したことがうかがわれるが、この点は、もとより前記認定と矛盾する

第三 弁護人の控訴趣意中、量刑不当の主張について

— 論旨

論旨は、要するに、原判決の量刑が重過ぎて不当であるというのである。

二 論旨に対する判断

そこで、検討すると、本件は、前記第一の二1で説示したとおり、被告人が、他の共犯者らと共謀の上、外国船舶から覚せい剤を受け取って本邦に搬入しま計画し、これを実行した過程で行った一連の犯罪であり、その内容は、第二)と計画し、これを実行した過程で行った・輸入禁制品輸入の未遂(原判示第三)の各犯罪から成る。被告人らが本件で取りった覚せい剤は二九〇キログラム余もの大量にのぼり、このような大量の関係を営利目的である。本邦に輸入しようとしたという事案の内容自体、また本邦に値する行為であることはいうまでもない。を営利目的での表示を非に値する行為であることはいうまでもない。を関係者らとも密接に連絡を取り合い、共犯者らの間でもない。を取り合い、共犯者のの関係者らとも密接に連絡を取り合い、共犯者のの関係者らとも密接に連絡を取り合い、共犯者のの受害した。これを表明の関係者らとも密接に連絡を取り合い、共犯者ののであるというまが明らかであって、計画的かつ大規模、組織的に取行された誠に悪質な犯行であるというほかはない。

そうすると、前記経緯で被告人らが本件覚せい剤を海中に沈めた後、結局その回収に失敗したため(なお、その一部は捜査機関に発見、押収されている。)、本件の覚せい剤が現実に本邦内で拡散、流通するには至らなかったこと、前述のとおり、覚せい剤輸入罪の関係では被告人に予備罪の成立が認められるにとどまっており、関税法違反(輸入禁制品の輸入)の関係でも未遂罪が成立するにとどまっていることや、被告人の家庭事情等、被告人のため考慮すべき諸事情を勘案しても、被告人を懲役一八年及び罰金六〇〇万円に処した原判決の量刑が重過ぎて不当であるとはいえない。論旨は理由がない。

よって、刑訴法三九六条により本件各控訴を棄却することとして、主文のとおり

判決する。 (裁判長裁判官 村上光鵄 裁判官 木口信之 裁判官 中里智美)